

・「国際法研究者・実務家勉強会」について

当会では、実務上問題となっている国際法上の論点につき、弁護士その他の実務家と国際法研究者との合同勉強会を開催しています。実務界、学界共に比較的若手を中心にこの勉強会を企画・運営し、これを通じて、アジア国際法学会の1つの目標である「実務界と国際法学会の関係強化」の礎作りの契機としたいと考えております。

分野・勉強会ごとに、「窓口」となる連絡担当者を弁護士（事務所）・研究者双方から出すことを原則として、この連絡担当者が、研究企画委員会と密接に連絡をとりながら、勉強会の企画・準備・実施、報告者・コメンテーター等の調整・招聘を行っています。

<これまでの勉強会>

第1回：環境セッション

テーマ：「京都議定書とその国内執行の法的諸問題」

日時：2007年10月19日

場所：長島・大野・常松法律事務所

報告者：太田穰（長島・大野・常松法律事務所）

コメンテーター：臼杵知史（同志社大学）

企画担当者：柴田明穂（神戸大学）、吉田脩（筑波大学）、太田穰（長島・大野・常松法律事務所）

第2回：国際投資セッション

日時：2008年1月28日

報告者：田村暁彦（経済産業省）、前田基寛（フレッシュフィールドズブルックハウスデリンガー法律事務所）

コメンテーター：古田啓昌（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）

企画担当者：濱本正太郎（神戸大学）、古田啓昌（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）

第3回：WTOセッション：

テーマ：「WTO政府調達協定に基づく苦情申立手続」

日時：2008年3月14日

場所：西村あさひ法律事務所

報告者：川合弘造（西村あさひ法律事務所）

コメンテーター：小寺彰（東京大学）

企画担当者：福永有夏（早稲田大学）

第4回：人権セッション

テーマ：「自由権規約選択議定書の批准を巡ってーメールボルン事件を素材として
admissibilityを中心に」

日時：2008年5月23日

場所：大江橋法律事務所、長島・大野・常松法律事務所（テレビ回線で）

報告者：田中俊（エヴィス法律会計事務所、メルボルン事件弁護団事務局長）

コメンテーター：阿部浩己（神奈川大学）、茂木鉄平（大江橋法律事務所）

企画担当者：寺谷広司（東京大学）、茂木鉄平（大江橋法律事務所）

第5回

テーマ：「イスラム法とイスラム金融」

日時：2008年9月19日

場所：シティユーワ法律事務所

報告者：岩尾大史（国際協力銀行国際金融第一部）、小木曾良忠（シティユーワ法律事務所）、柳橋博之（東京大学）、横溝大（名古屋大学）

企画者：横溝大（名古屋大学）、東澤紀子（シティユーワ法律事務所）

第6回

テーマ：「日本における国際人道法実務」

日時：2009年2月13日

場所：東京大学

報告者：Richard Desgagné（赤十字国際委員会）、長嶺義宣（赤十字国際委員会駐日事務所）、林浩一（防衛大学校）

コメンテーター：永野貫太郎（永野・間辺法律事務所）、新井京（同志社大学）

企画担当者：寺谷広司（東京大学）

第7回

テーマ：「安全保障に基づく外資規制」

日時：2009年5月22日

場所：森・濱田松本法律事務所

報告者：新居泰人（経済産業省）、喜多康夫（帝京大学）、藤田浩（森・濱田松本法律事務所）、四元弘子（森・濱田松本法律事務所）

コメンテーター：中谷和弘（東京大学）

企画担当者：喜多康夫（帝京大学）、藤田浩（森・濱田松本法律事務所）、四元弘子（森・濱田松本法律事務所）

<東京大会での企画 : Asian Perspectives on the International Criminal Court>

Law Faculty Room 21, the University of Tokyo, 2 August 2009

Moderator/Chair:

- LIU Daqun (Judge, International Criminal Tribunal for the Former Yugoslavia)

Main Speaker:

- Raul PANGALANGAN (Professor, University of the Philippines) Panel Speakers:

• 野口元郎 (International Judge, Supreme Court Chamber, Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia (ECCC))

- Neha JAIN (Max Planck Institute for Foreign and International Criminal Law)

- 企画担当者、新井京 (同志社大学)、大谷美紀子 (大谷美紀子法律事務所)